第四十七条から第四十九条までの規定中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第五十条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第九号から第二十号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十一号中「第四十二条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二十二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二十三号及び第二十四号中「者」を「とき。」に改める。

第五十一条中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第五十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の四号を加える。

三　第三十九条の二十九の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　第三十九条の三十一第一項の規定による届出をしないで導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第三十九条の三十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第三十九条の三十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十五条を削り、第五十四条を第五十六条とし、第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六条から第五十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十五条　第三十九条の二十四第二項又は第三十九条の二十八第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第九章を第十章とする。

第四十二条第一項中「」及び」を「」、」に改め、「第三十二条の二」の下に「及び第七章（第三十九条の二十一を除く。）」を加え、「日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者」を「外国人等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営むものに対する第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「必要がある」とあるのは、「輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要がある」とする。

第四十二条に次の三項を加える。

3　前項に規定するもののほか、外国人等に対する第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「必要がある」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため必要がある」と、「船舶運航事業者」とあるのは「当該行為に係る航路において事業を経営している船舶運航事業者」と、「その業務」とあるのは「当該航路におけるその業務」とする。

4　外国人等に対する第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業」とあるのは「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

5　外国人等に対する第三十九条の十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「その他の者」とあるのは、「その他の者（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と国土交通省令で定める密接な関係を有する者に限る。）」とする。

第四十四条の二中「日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者」を「外国人等」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　特定船舶の導入の促進

（特定船舶導入促進基本方針）

第三十九条の十九　国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十五において「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。

2　特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事項

二　特定船舶の導入の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　船舶運航事業者等（特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。次条及び第三十九条の二十一において同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

四　次条第一項に規定する特定船舶導入計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五　特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第三十九条の二十五第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、特定船舶の導入の促進のために必要な事項

3　国土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、特定船舶導入促進基本方針を変更するものとする。

4　国土交通大臣及び財務大臣は、特定船舶導入促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（特定船舶導入計画）

第三十九条の二十　船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入についての計画（以下この条から第三十九条の二十二までにおいて「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2　特定船舶導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定船舶の導入の目標

二　導入を行おうとする特定船舶の概要その他の特定船舶の導入の内容

三　計画期間

四　特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項